

事務連絡  
令和6年8月8日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
経理部契約検査課検査グループ

電子帳簿保存法の施行を踏まえた、電子データによる証憑類の提示に係るお願い

電子帳簿保存法により、令和6年1月から電子取引に関する帳票類は電子データで保存することが義務化されました。

これに伴い、多くの研究機関においては、委託研究開発契約や補助事業における各種の証憑類も電子データを原本として保存される場合があるかと思えます。

研究機関においては、弊機構が実施する中間検査や確定検査の際に証憑類を電子データで提出をする場合には、円滑な検査ができるように次の点についてご協力をいただけますと幸いです。

○電子データで保存される証憑類については、伝票番号毎にフォルダを作成され格納するか、あるいは、伝票番号毎に一連の書類をひとつのPDFにして頂き保存をお願いします。

注) 証憑類は時系列順に整えていただくようお願いしているところですが、電子データの取り扱いにおいて、それが困難な場合には事前にその旨をお知らせください。

○検査書類の提出方法（閲覧用 PC やクラウド等でのデータのやりとりの可否など）については、事前に検査担当とご相談をお願いします。

以上